告示

○消防庁告示第五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十八年二月二十二日

消防庁長官　佐々木敦朗

一　変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具

イ　屋内消火栓及び連結送水管の放水口

ロ　合成樹脂製の管及び管継手

ハ　ポンプを用いる加圧送水装置

ニ　加圧送水装置の制御盤

ホ　総合操作盤

ヘ　噴射ヘッド

ト　不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備（以下「不活性ガス消火設備等」という。）の音響警報装置

チ　不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板

リ　放出弁

ヌ　不活性ガス消火設備等の選択弁

ル　不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤

ヲ　移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール

ワ　定圧作動装置

カ　火災通報装置

ヨ　避難はしご

タ　すべり台

レ　避難ロープ

ソ　救助袋

ツ　開放型散水ヘッド

ネ　パッケージ型消火設備

ナ　中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

ラ　金属製管継手及びバルブ類

ム　圧力水槽方式の加圧送水装置

ウ　パッケージ型自動消火設備

二　変更の日

平成二十八年二月十三日

○法務省告示第八十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　林　英里沙

生年月日　千九百八十六年一月十四日

○法務省告示第八十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国テキサス州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　ニコラス・フォスター・ツァイ

生年月日　千九百八十一年六月三十日

○法務省告示第八十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

一　指定を受けた者

氏　名　ニコラス・フォスター・ツァイ

生年月日　千九百八十一年六月三十日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

認証紛争解決事業者の名称　茨城県社会保険労務士会

変更前の住所　茨城県水戸市本町三丁目二十番八号本町壱番館ビル二階

変更後の住所　茨城県水戸市河和田一丁目二千四百七十―二

変更年月日　平成二十七年十二月十一日

○法務省告示第九十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

○法務省告示第九十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社阿部長商店	宮城県気仙沼市内の脇二丁目百三十三番地の三	ホテル業務

○法務省告示第九十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表福田鋼機株式会社の項中「兵庫県尼崎市南初島町四丁目三番地」を「兵庫県尼崎市南初島町四番地の三」に改め、「金属プレス加工」の下に「、溶接」を加え、同表に次のように加える。

株式会社下玉利農産	宮崎県都城市山之口町花木二千四百九十一番地一	耕種農業

○法務省告示第九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号中「平成二十五年二月二日」を「平成二十八年二月二十二日」に改める。

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十二日

法務大臣　岩城　光英

別表第一新白河国際教育学院の項の次に次のように加える。

国際アート&デザイン専門学校日本語科	福島県

別表第一利根リバーサイド国際学院の項の次に次のように加える。

つくば外語学院	茨城県
常南国際学院	茨城県